

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	生活保護に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和5年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金、進学準備給付金の支給を行う。</p> <p>また保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収を行う。</p> <p>(外国籍市民は生活保護法の対象とはならないが、昭和29年5月8日付社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、日本人の決定実施の取扱いに準じて事務を行う。)</p> <p>(1)保護の決定及び実施に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者、受給者及び扶養義務者に関する情報の入力 ・収入及び資産に関する情報の入手及び入力 ・保護費の通知 <p>(2)就労自立給付金の支給に係る事務</p> <p>(3)保護に要する費用の返還金又は徴収金の徴収に関する事務</p> <p>(4)進学準備給付金の支給に係る事務</p> <p>(5)医療扶助オンライン資格確認に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システムから医療保険等中間サーバー等への特定個人情報の登録。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において資格履歴を管理する。(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等において本人確認事務を行う。(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等において機関別符号の取得等を行う。(※) <p>※社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託する。</p>
③システムの名称	<p>(1)生活保護システム</p> <p>(2)中間サーバー</p> <p>(3)統合宛名システム</p> <p>(4)番号連携サーバー</p> <p>(5)医療保険者向け中間サーバー等</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下番号法) 第9条別表第一の15</p> <p>(2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条</p> <p>(3)番号法第9条第2項に基づく条例</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・地方自治体が情報照会 番号法第19条第8号別表第二の26 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 番号法第9条2項に基づく条例 番号法第14条第2号</p> <p>・地方自治体が情報提供 番号法第19条第8号 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	市民総務部 市民課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉保健部 社会福祉課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7012
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月16日	公表日	平成27年4月1日	平成29年11月16日	事後	
平成29年11月16日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市長公室秘書課	市長公室秘書広報課	事後	
平成29年11月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日	平成29年10月1日	事後	
平成29年11月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日	平成29年10月1日	事後	
平成30年4月13日	公表日	平成29年11月16日	平成30年4月13日	事後	
平成30年4月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	社会福祉課長 芦田 雅子	社会福祉課長 大西 健二	事後	
平成30年4月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市長公室秘書広報課	市民総務部市民課	事後	
令和1年5月29日	公表日	平成30年4月13日	令和元年5月29日	事後	
令和1年5月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	、就労自立給付金の	、就労自立給付金、進学準備給付金の	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1) 番号法第19条第7号 ・地方自治体が情報照会 別表第二の26 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ・地方自治体が情報提供 別表第二の9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、120 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条	(1) 番号法第19条第7号 ・地方自治体が情報照会 別表第二の26 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ・地方自治体が情報提供 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2	事後	
令和1年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	社会福祉課長 大西 健二	社会福祉課長	事後	
令和1年5月29日	IV リスク対策	(なし)	追加	事後	
令和2年4月1日	公表日	令和元年5月29日	令和2年4月1日	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1) 番号法第19条第7号 ・地方自治体が情報照会 別表第二の26 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ・地方自治体が情報提供 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2	(1) 番号法第19条第7号 ・地方自治体が情報照会 別表第二の26 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ・地方自治体が情報提供 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116、120 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	事後	5年経過前の評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月29日	令和2年4月1日	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月29日	令和2年4月1日	事後	5年経過前の評価の再実施
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1) 番号法第19条第7号 ・地方自治体が情報照会 別表第二の26 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ・地方自治体が情報提供 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2	(1) 番号法第19条第8号 ・地方自治体が情報照会 別表第二の26 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ・地方自治体が情報提供 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116、120 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年9月1日	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年9月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<p>生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金、進学準備給付金の支給を行う。</p> <p>また保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収を行う。</p> <p>(1) 保護の決定及び実施に係る業務 ・申請者、受給者及び扶養義務者に関する情報の入力 ・収入及び資産に関する情報の入手及び入力 ・保護費の通知</p> <p>(2) 就労自立給付金の支給に係る事務</p> <p>(3) 保護に要する費用の返還金又は徴収金の徴収に関する事務</p> <p>(4) 進学準備給付金の支給に係る事務</p>	<p>生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金、進学準備給付金の支給を行う。</p> <p>また保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収を行う。</p> <p>(外国籍市民は生活保護法の対象とはならないが、昭和29年5月8日付社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、日本人の決定実施の取扱いに準じて事務を行う。)</p> <p>(1) 保護の決定及び実施に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者、受給者及び扶養義務者に関する情報の入力 ・収入及び資産に関する情報の入手及び入力 ・保護費の通知 <p>(2) 就労自立給付金の支給に係る事務</p> <p>(3) 保護に要する費用の返還金又は徴収金の徴収に関する事務</p> <p>(4) 進学準備給付金の支給に係る事務</p> <p>(5) 医療扶助オンライン資格確認に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システムから医療保険等中間サーバー等への特定個人情報の登録。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において資格履歴を管理する。(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等において本人確認事務を行う。(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等において機関別符号の取得等を行う。(※) <p>※社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託する。</p>	事前	
令和5年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② システムの名称	<p>(1) 生活保護システム</p> <p>(2) 中間サーバー</p> <p>(3) 統合宛名システム</p> <p>(4) 番号連携サーバー</p>	<p>(1) 生活保護システム</p> <p>(2) 中間サーバー</p> <p>(3) 統合宛名システム</p> <p>(4) 番号連携サーバー</p> <p>(5) 医療保険者向け中間サーバー等</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下番号法) 第9条別表第一の15 (2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 (3) 番号法第9条第2項に基づく条令	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下番号法) 第9条別表第一の15 (2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 (3) 番号法第9条第2項に基づく条令	事前	
令和5年12月25日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1) 番号法第19条第8号 ・地方自治体が情報照会 別表第二の26 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ・地方自治体が情報提供 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116、120 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	・地方自治体が情報照会 番号法第19条第8号別表第二の26 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 番号法第9条2項に基づく条令 番号法第14条第2号 ・地方自治体が情報提供 番号法第19条第8号 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3	事前	
令和5年12月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日	令和5年12月1日	事前	
令和5年12月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日	令和5年12月1日	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	IV リスク対策 特定個人情報ファイル取扱い の委託	[○]委託しない	[]委託しない	事前	
令和5年12月25日	IV リスク対策 特定個人情報ファイル取扱い の委託 委託先における不正な使用等 へのリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事前	